

平成 22 年度第 4 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 平成 22 年度入札契約執行状況 (平成 22 年 12 月末)
(2) その他報告事項
- 3 議事
今後の入札監視の視点について
- 4 閉会

平成22年度 第4回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員 長	白 石 悟
委 員	赤 淵 由紀彦
委 員	柴 口 幹 男
委 員	肥 前 洋 一
委 員	山 本 千雅子
委 員	吉 岡 征 雄

五十音順、敬称略

関係各部署出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	市 川 隆 司
"	主 幹	長 内 司
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	石 本 雄 一
"	主 査	千 葉 和 夫
"	主 査	川 瀬 正 博
建設部建設管理局建設情報課	課 長	橋 田 欣 一
"	建設業支援担当課長	石 原 敏 夫
"	主 幹	寺 崎 峰 雄
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	盛 永 昌 代
建設部建築局計画管理課	主 幹	喜 多 睦 夫
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 幹	米 田 祥 三
"	主 任	浦 濱 昌 永

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	局 長	中 川 淳 二
総務部行政改革局行政改革課	課 長	朝 倉 浩 司
"	主 幹	大 谷 正 毅
"	主 査	斉 藤 英 毅

平成22年度第4回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

ただいまから、平成22年度第4回北海道入札監視委員会を開催いたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては、白石委員長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2 報告事項

(1) 平成22年度入札契約執行状況(平成22年12月末)

(委員長)

それでは、平成22年度第4回の委員会を開催させていただきます。

報告事項の1番目としまして、「入札契約執行状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1の「平成22年度入札契約執行状況(平成22年12月末)」に基づき、本年度第3四半期末の入札契約の執行状況について、報告させていただきます。

1 ページ目、1点目の項目「発注3部の工事における一般競争の実施状況」です。

平成21年度年間「82.8%」の実施率が、第3四半期末現在「81.5%」となり、「1.3ポイント」下降しております。

2点目の項目「発注部門別落札率」です。

工事部門においては、発注3部分について、平成21年度年間「93.4%」の落札率が第3四半期末現在「93.5%」となり、「0.1ポイント」上昇しております。

その他部門を加えた全体計でも、平成21年度年間「93.2%」の落札率が第3四半期末現在「93.4%」となり、「0.2ポイント」上昇しております。

次のページの委託部門については、発注3部及び全体計ともに「0.7ポイント」上昇しております。

次に3点目の項目「入札方式別落札率」の状況です。

従前と同様に総合評価の落札率が高い状況ではありますが、総合評価と総合評価以外の落札率の差が縮まっております。

3 ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績です。

「土木部門」において、1件、条件付一般競争入札を執行しております。これは、次の4ページをご覧になっていただければ解りますが、網走建設管理部において発注した総合評価の工事です。

本件については、委員のみに別冊の資料を用意しております。これは、ネット上で公表されている資料を委員説明用に一部二次使用していることから、委員以外への配布を差し控えさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、資料1-2をご覧ください。表紙の記載事項ですが、工事名は、小石川広域河川改修工事(河川トンネル)です。入札方式は、条件付一般競争入札であり、確実性審査総合評価方式(標準型)により落札者を決定しております。

工事場所は北見市、入札月日は平成22年10月7日、工期は平成25年6月20日までとなっております。

表紙をめくっていただきまして、1 ページ目が入札結果となっております。予定価格が概ね40億円規模の工事で、特定建設工事共同企業体14者が入札参加し「大林・大豊・宮坂特定建設工事共同企業体」、これは東京2者と道内(帯広)企業の組合せですが、このJVが契約者となっております。

落札率が「72.6%」と低くなっておりますが、本工事は予定価格の関係から、政府調達案

件(予定価格 23 億円超)となっているため、最低制限価格制度を適用せず低入札価格調査制度を採用しておりますので、調査を実施した上で、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断されなかったことから契約を締結したため、落札率が低くなっております。

次の 2 ページ目ですが、総合評価の結果一覧となっております。上から 2 番目ですが、入札価格順位で 2 位であった契約者が、総合評価の結果、1 位となったものです。

評価値の計算式は、11 ページの落札者決定基準の 1 の(2)に記載のとおりです。項目ごとの評価上限値は次の 12 ページのとおりで、満点は 50 点となっております。

次に 3 ページ目に戻っていただきまして、このページは工事概要が記載されております。本工事は河川改修に伴う直径 6.1m の「河川シールドトンネル」工事であり、上流部の浸水被害解消を目的とした工事となっております。

次の 4 ページから 6 ページまでが公告文となっております。

4 ページ 1 の(5)のアの 4 行目に確実性審査総合評価方式(標準型)の試行工事であることが明記され、さらに 2 行下のイの 2 行目に詳細設計付施工発注方式の試行工事であることが明記されています。

本ページの最終行から次の 5 ページの 1 行目にかけて、特定建設工事共同企業体のみを入札参加資格としている旨を明記しております。

また、5 ページの 3 の(6)で直接的雇用関係にある設計技術者の配置を求めており、技術士、RCCM、又は 13 年以上の技術経験、実務経験を有する者の配置を求めております。

次の 6 ページの 13 の(2)により、低入札価格調査制度適用である旨明記されております。

次の 7 ページからは、本工事の実施要領。最終の 22 ページには、同種同規模工事を載せております。

資料 1 - 2 の説明は以上のとおりです。

資料 1 の執行状況の説明に戻らせていただきますが、4 ページ、5 ページは、発注機関連ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

また、4 ページの工事における総合振興局・振興局の産業振興部の部門ですが、こちらの随意契約 51 件及び 5 ページの委託業務における総合振興局・振興局の産業振興部部門の随意契約 91 件は、いずれも、農業部門において執行したものととなっております。

平成 22 年度は、第 3 四半期末現在、随意契約も含め「工事：4,160 件」、「委託：4,876 件」を発注したところです。

入札契約執行状況については以上のとおりです。

(委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんでしょうか。

(委員)

資料 1 - 2 の関係で、2 ページの提案確実性係数というのと技術加算点更正というのがありますが、係数は数値なので別としても、技術加算点の部分は誰がどういう根拠で判断しているのですか。

というのは、一番低い入札金額を投じた特定 JV の係数がゼロですよ。

(事務局)

これは、提案確実性係数の関係ですね。

(委員)

係数で乗じているからゼロですか。

そうするとこの係数というのは何なのですか。

(事務局)

はい。係数の関係ですけれども、1 - 2 の資料の 11 ページをご覧になっていただきたいのですが、係数が「1.0」の場合について説明させていただきます。下から 3 行目ウをご覧になっていただきたいのですが、積算内訳説明書の提出の必要がないと認められた入札参加者については、係数を「1.0」としますという風に表記しております。

次に 6 ページの公告文をご覧になっていただきたいのですが、こちらの右側の方、13 番その

他の(2)で低入札価格調査制度について記載しておりますが、こちらのなお以下の部分です。「なお、開札の結果、低入札価格調査基準価格を下回った者に対し、積算内訳説明書の提出を求め」となっておりますので、低入札価格調査基準価格を下回らなければ、積算内訳説明書の提出はいらぬということになります。ですから、積算内訳説明書を提出していない者は、その段階で係数「1.0」が与えられるということになります。

なおかつ、その後の部分ですが、低入札価格調査基準価格を下回った者に対しても、その内容を審査した上で、提案確実性係数「0.333」と「0.000」となりますけれども、こちらの方を判定して付与しているという状況になっております。

そちらの方は、発注機関で設置しております審査委員会の方で決定していると理解しております。

(委員)

参加した企業に不満がなければいいのですけれども、「0.000」というのは、審査した結果、おたくの見積ではできませんよという判定な訳ですよ。

(事務局)

そうですね。入札金額を見て解るかと思いますが、一番低い特定JVが係数「0.000」となっておりますので、応札金額も判断の基準になっているものと思います。

(委員)

判断の基準になるというか、基準にしないと言っている訳ですよ、金額については、下回った場合に評価の中でゼロ評価をするから、この金額ではできないと。

(事務局)

そうですね。現実性がないという。

(委員)

現実性がないという評価をしたことについて、そのJVからの不満は出ていないのですかね。

できるからこの金額を提示している訳で。ゼロ評価するのなら、こういう理由でゼロ評価ですという説明が何かはしているのですか。

(事務局)

相手方から求められれば、当然説明責任はありますので、それはしなければならぬと思います。

(委員)

この係数自体は、いくらと判定されたということについては、相手方には、通告されている訳ですよ。

(建設部)

確実性審査というのは、低入札価格調査基準価格を下回った場合については、詳細な内訳書をもって施工ができるかどうかという判断をするのですが、その判断をした中で、例えば1項目の設計よりも金額が下回ることとなるのですが、そういう場合については、係数を「0.333」とする。もう一つその下に、特別重点基準価格というのがありまして、その価格を下回った場合については、係数を「0.000」として、要するに技術加算点をゼロとして総合評価を行うという形になります。

ですから、それを下回れば、基準点の100を応札額で割った評価値になります。

(委員)

今の特別重点の価格を下回ったらゼロになるというのは、事前には言っている訳ですよ。

それなら、解りました。

(委員)

今の点ですけれども、低入札価格調査基準価格を下回って係数「1.000」をもらった業者はないですか。

(建設部)

ないです。

(委員)

そうすると、できることなら事前に低入札価格調査基準価格を探っておいて、それよりもちょ

っと高い値段を入れた方が。ちょっとでも下回ると相当不利ですよ。

(建設部)

そうですね。

(委員)

ですから、高い値段さえ付けば、この確実性という点では、どんな技術を持っているか解りませんけれども、問題ないという風に評価される訳ですよ。

このルールは、かなり上の方で決まっているのですか。

(建設部)

国レベルです。

(建設部)

今言われた技術加算点と基礎点の100点を足した合計を入札の価格で割るのが評価値になるのです。ですから、価格当たりの技術的評価値が高い者が落札者となりますので、価格が高い者は逆に不利になることとなります。価格が低くて技術点が高い者が有利になるということで、確実性の「1.000」なのか、「0.333」になるのかというのは、価格によってもちょっと違ってきますので、「1.000」を取れば有利になるかということ、価格が生きてくるというのを考えると「0.333」でも価格が低ければ有利になることとなります。その当たりの評価になります。今回については、確実性が「0.333」ですけども、価格が低いということなので、価格当たりの技術評価が高いということで落札したということです。

(委員)

全ての業者について、係数をそれぞれ審査した上で付けるなら、技術を見てという感じがするのですけれども、高い値段を付けたところは無条件で係数「1.000」を与えるというのは、何かこう等しく扱っていない感じがするのですけれども。

これは、全国的にこういうやり方なのですか。

(建設部)

これは、国・開発局の施工体制確認型というのを参考に制度設計をしております。

(委員)

最終的には、北海道で決められるということですか。

(委員)

道の審査委員会が決めるのですか。このルール自体どこで決めるのですか。

(建設部)

発注3部の中で。

(委員)

発注3部が決めるのですか。

(建設部)

そういう制度を国の制度を参考にしながら。

(建設部)

検討委員会を経て。

(委員)

検討委員会というのは、発注3部の中で作るのですか。

(建設部)

それから、学識経験者を入れて。

(委員)

外部委員も入っているのですか。

(建設部)

審査方法、審査のやり方について、決めたものを。

(委員)

そうですね。

(委員)

検討委員会では、特にこれに問題があるという意見はなかったのですか。

(建設部)

発注するところで、評価項目をどういう評価項目にするかというような総合評価委員会というのを開催しております。その中で、技術的な評価をどういう項目にするか、点数をいくらの点数にするかということを検討した上で決めていますので、結果としてこういう結果になったということについては、委員会の中では、問題があるという風にはなっていないと聞いております。

(委員)

技術項目はいいと思うのですが、低入札価格調査基準価格を上回ってさえいけば、無条件に「1.000」を与えるということについて、誰かしら何か言いそうな感じが私はするのですが。

解りました。

今の網走建設管理部の入札では、かなり全国的にいろいろな所から参入してきて、北海道の業者とも組んで共同企業体を作って入札しているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。今回入札に参加している中で、「協和エクシオ・株木特定JV」これが道外同士の組合せで、それ以外については道外と道内の組合せで特定JVという形になっております。

(委員)

道内だけというのは難しいですかね。

(事務局)

実績があれば特に難しくはないですけれども、ある程度大規模な工事になれば、どちらかと言えば、道外と組むというような傾向というのは見られると思います。

(委員)

外国の企業は入って来られるのですか。

(事務局)

はい。これは、地域要件を設定しておりませんので。

(委員)

これまで外国の企業というのは入ってきたことはあるのですか。

(事務局)

ないと思いますが。

(委員)

解りました。

(委員)

1点確認したいのですが、確実性審査係数というのが、「1.000」の次が「0.333」ということで、非常に間が離れているのですが、その間の数字は、特段今までの経験上必要ないという判断で決められているのですか。

(建設部)

これは、国の方の施工体制確認型というのがありますけれども、技術点の他に50点だとか施工体制の点数を付けるのですが、ここも同じように低入札価格調査基準価格を下回って内訳書等を調査した結果、若干問題があるかなという時には1から1/3に、その制度を参考に係数を設定しております。

(委員)

たまたまこの案件は、落札率が低いというか、予定価格よりかなり低い案件が多かったので、「0.333」が目立っているけれども、他の案件でいくと「1.000」が並んでいて「0.333」が希に入っているという例もある訳ですね。

(委員)

結果的に予定価格と契約金額が大きく違うということで、これは安く確実なものができるという観点であれば、全然問題ないと思うのですが、これだけ乖離が出る原因というのは、何かあるのでしょうか。

(建設部)

詳しいことは良く解らないのですが、このトンネルというのはシールド工法と言いまし

て、通常のトンネル工事のように爆破等で坑道を掘っていくものではなくて、シールドマシンを各社持っておりまして、技術の結集がある各社の中で、いろいろな面で進んでいますから、各社の中でシールドマシンを使う時のお金だとかというのは、かなり違ってきている。そういうことから、ある面マシンを持っている会社の見積だとかというのは、若干、会社同士で乖離があるのかなと思います。

(委員)

逆にマシンの性能がいろいろあって、掘削能力のいろいろ違いがあるけれども、いわゆる入札予定金額を設定する場合には、一番良い物を使えばこの金額でいけるという見積ではなくて、いわゆる機会均等という観点から、この位だったら各社参加できるだろうというレベルに設定したために、ものすごく能力のある機械を持って短期間に施工できるという条件であったら安くなったと、そういう風な理解になるのでしょうかね。

(建設部)

性能付きの発注形態としていますから、あるスペックを示して、1時間にどれ位掘れるのかとか、孔壁が安定しているのかとか、そういう条件を付して公募をかけていますから、各社によっては、その能力がぎりぎりクリアする機械だとか、もっともっと性能が良くて掘削が効率的な機械だとか、スピードがもっと速いとか、長さが長いシールドマシンがあるとか、それは、まちまちですから。

ただ、あるレベルまではクリアしているということで入札に参加しております。

(委員)

逆な意味で金額が大きいから、こういう事になっているのですけれども、金額が小さな工事だと金額が引かかって、この金額この比率(落札率)ではできない訳ですよ。

ですから、一律に今、最低制限(低入札価格調査基準)をかけているのだけれども、実は工種によっては、厳しく掛かっているものと甘いもののが現実的には混在しているということにも、この例を見るとなりますね。

これは、金額が大きいから伸びしろがあるのかも知れませんが、そういうことは今の制度上は、あるということですよ。

そこをどの工種であれば、どの最低制限にすれば良いかというのは、非常に技術的に難しいかと思えますけれども。

(建設部)

特殊な機械を使った特殊工法ですから、会社によっての見積の差が出るかも知れません。

(委員)

今の可能性なのですからけれども、もしかしてすごく良い機械を自社で持っていて、眠らせておくよりはとって安い金額で入れたがために、確実性審査係数で引かかってしまうということもあるということなのではないでしょうか。自社で保有しているということがある場合は、低入札価格調査基準価格で引かかっても、ゼロにならないとか、そういう可能性もあるのでしょうか。

(建設部)

1者1者確認はしていないと思うのですけれども、保有しているということは、遊ばせているよりも使った方が良いという判断は、企業の中ではあるかも知れません。

(委員)

それで安く入れてしまったがために、確実性審査係数がゼロになってしまうという確率はあるような制度設計ですよ。

(建設部)

そうですね。その金額が読めなければ。

(委員)

制度設計の中で、公表されていない最低制限価格に大きく依存して、入札側の命運が決まるというような制度設計というのは、いろいろな意味で最近の事例もありますし、予定価格を知るためのいろいろな努力が悪い方に行ってしまうこともない訳ではないですよ。

そこに比重を置くより、大きな制度設計というのはどうなのでしょうか。

(委員)

そこですね。

ここは、事後処理的な委員会だから委員会の対象ではないかも知れませんが、入り口の所の公平さみたいなものが、保たれているのかなというのが、若干、疑問ですね。

(委員)

あくまでも低い価格で大丈夫かというのを無くすために、最低制限価格なり、低入札価格調査基準価格なりがあるべきで、それがあがるために、全員の最初に入札する際の意思決定が大きく影響されるというのは、元々の目的に沿わないですね。

(委員)

質問を変えまして、こういう方式で入札をやっている件数というのは、年間何件くらいですか。年によっても変わるとは思いますか。

(建設部)

WTO 案件ですと、年間1件あるかないかです。

(委員)

そうですか。

(委員長)

この案件につきましては、既定のルールに従いまして、入札、落札を行っているということですが、すけれども、今後、今の委員の意見もございまして、今後の動向を踏まえて少し問題点があるかないか、他機関の入札方式等も横並びに見ながら、少しチェックしていただければと思います。

この案件以外に四半期の入札契約執行状況について、ご意見ございましてでしょうか。

(委員)

5 ページの契約実績の中で「地域限定型」というところで、件数も少なく中身も解らないのですが、すけれども、落札率が一番低いのが「十勝の64.4%」で、高いところは97%。地域限定型になると20%以上も開きがあるというのは、問題がないのですかね。

何か数字だけ見ると気になる。実務をやっている皆さん方から見ると別に良いのだというのであれば、良いのですけれども、こんなものなのですかね。

(事務局)

地域限定型一般競争入札ですが、こちら委託業務の中でも平易な業務、言ってしまうと誰でもできるような業務を対象として発注しております。したがって、募集をかけた際には、エリアをある程度管内等に限定して募集するのですけれども、基本的には石標を埋設するような測量業務を出しますので、管内の測量業者がこぞって応募してくるといったような状況が見取れるかと思っております。応札者も増えますし、そういった中で、落札率が低い方での競争になっているというのが現状です。

(委員)

今、十勝は、委託でも競争は激しいのでしょうか。

(事務局)

そうですね。比較的激しいかと思っております。

(委員)

4 ページの発注機関別の入札契約実績で総合振興局・振興局【産業振興部】は指名競争が少なく、制限付が非常に多いのですが、これは、工事の金額によるものなのか、そういう方針によるものなのかどちらでしょうか。

(事務局)

この指名競争の差が出ている部分というのは、おそらく今のルールの中では、予定価格1千万円以上の工事については、一般競争で対応しようというルールになっていますので。

逆に1千万円を下回る案件については、指名競争で対応してもいいですよという解釈になっています。その部分を1千万円未満であっても一般競争で対応するか、それとも1千万円未満なので指名競争で対応するか、というところが差になって現れているかと思っております。

(委員)

そうしますと、金額が小さなものが全くなければ、全部制限付一般になりますよね。小さいも

のがあったときに、指名か一般かを選べる訳ですよ。

総合振興局・振興局【産業振興部】で指名競争が少ないというのは、金額が全部大きいという訳ではなくて、小さい案件もあったけれども、制限付一般競争でやりましょうということでトライしたということですか。解りました。

(委員)

以前、確か説明がありましたけれども、帯広の方は、地元の業者さんが指名は止めてくれというか、指名はなしという方向で実施しているため、指名の欄は空欄となっているのですか。

(事務局)

建設管理部の帯広の指名競争の実施がないのは、そういう理由だと思います。

(委員)

他の管内では、そういう要望というのは、今のところない訳ですかね。

(事務局)

その辺を踏まえて、入札方式を決めているのかなという気はしますけれども、具体には聴いておりません。

(委員)

同じ北海道の中で、地域によってこれだけルールが違うというのも、ある意味異様にも思えるし、片方でできて、ある地域ではできないというのも、どうなのかなと思いますので、この表を見る限り全道的なバラツキというか、地域による差というのがこの部分については、大きく出ているのかなと。

ただ、それを言って全て小さな工事案件まで一般競争でやるとなると、それはまた非常に大変な労働になると思うのですけれども、この辺、いわゆる他の自治体とか他の県とか、ほとんど指名競争はないということも現実にはありますよね。

この辺は、将来的にはどういう方向に行くのか私もちょっと解りませんが、片一方ではできているところもあって、できないところもあるというのは、少し一般の人から見ると疑問に思うような箇所ではあるかなと思います。

(委員長)

他にこの入札契約執行状況について、何かございますでしょうか。

(2) その他報告事項

(委員長)

それでは、特段他の意見、質問等がございませんので、報告事項の2番目、「その他報告事項」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、資料1の中の「その他報告事項」に基づき、本年度の談合情報対応状況について、説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目ですが、平成22年度の談合情報の受理件数は、10件と例年に比べ少ない件数となっております。

また、今回の委員会で報告させていただく、新たな談合情報の対応はありませんが、本年度の談合情報の対応について、若干の分析をさせていただきます。

本年度の談合情報の提供件数が少なかった要因ですが、道として新たな談合対策を講じたものではないことから、そういった効果はありません。

本年度に関して考えますと、例年だと見受けられる、同一の発注案件に対しての複数の情報提供、特定の発注機関に対しての複数の情報提供といったもの、いわゆる集中、波及的なものが少なかったことが要因と考えられます。

3ページ目を見ていただきたいのですが、空知総合振興局調整課においては、2回で5件の発注案件について通報がありました。それ以外は、各発注機関に対し、1件1通報となっております。

次に2ページに戻っていただきまして、本年度の談合情報対応を一覧にまとめたものですが、工事4件、工事関連委託業務5件、物品購入1件となっております、9番を除き事情聴取を行っております。

9番の案件は、一般競争入札における入札参加者の全てを入札前に指摘されておりますので、談合の疑いが強いと判断し、事情聴取を行うことなく入札を中止した案件です。

また、本年度の10件に関しては、全てが情報と落札者が一致しない結果となっております。10番が横線となっておりますが、3月22日に入札を執行し、情報のあった者が入札に不参加だったため、落札者が一致していないことを確認しております。

1番も入札不参加のため不一致、9番は再入札における入札参加要件を変更したため、情報のあった者が入札参加できない状況となったことから不一致となっております。

それ以外の7件は、入札・見積の結果落札対象とならなかったものです。

また、契約締結後に落札率が公表される10番を除いた落札率の平均は、91%と通常の案件よりも低い結果となっております。

次に4ページですが、本年度の情報は、全て入札前に提供され、全ての入札・見積合わせを中止し、仕切り直しをしたところです。

5ページ以降は、委員会に報告済みの本年度の10件について、一覧にしたものです。

その他報告事項については、以上のとおりです。

(委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、意見等ございますでしょうか。

(委員長)

よろしいでしょうか。前回から新しい情報といったものは入っていないということですが、特段のご質問はないということで、この件に関しましては、終了させていただきます。

3 議事

今後の入札監視の視点について

(委員長)

それでは、議事の方に移りたいと思います。

前回の委員会の終了後、委員の皆様にお時間をいただきまして「第4期委員会としての意見具申」の必要性について、委員の皆様と打合せをさせていただきました。

その結果、結論から申し上げますと、前回の意見具申が出されたのが平成19年3月ですが、その意見具申の後この4年間で、一般競争入札が拡大されてきたということがございます。また、電子入札を導入してきたということで、入札制度自体は、平成19年3月当時と比べましてかなり改善されてきているものと認識しており、現状で「新たな意見具申」を行うような内容のものについては、なかなか難しいものと判断いたしました。

結果的には「新たな意見具申」は本委員会としては行わないということにいたしたいと思いますが、その代わりと言っては何ですが、意見具申とまではいきませんが、委員の皆様に入札制度等について忌憚のないご意見をいただきまして、この第4期委員会を終えるに当たってまとめとしたいと思います。

特に資料等は用意されておりませんが、この2年間の定例会での議論、それから年1回現地調査などを行いまして、今までご意見・ご感想をいただいておりますが、これからの入札監視の視点について、ご意見をいただければと思います。

また、意見等について、この場で答えられるものがあれば、事務局からも適宜ご回答をいただければと思います。

今までのこの2年間で、まとめとしてコメントしておきたいというものがあれば、お願いしたいと思います。

(委員長)

特に現地調査につきましては、少しルールから若干逸脱しているような入札というのが、見つかったりしたこともありますので、特に今後もこの定例会以外の現地調査というのは重要であるし、それが全道的に地域性もあるとは思いますが、同一ルールにより近いものに従って、入札が適切に行われているかどうかということを実地で調べるといふことにつきましては、今後とも、この入札監視委員会としての一つの大きな役割かなという風に私自身も思っております。

特段ポイントを上げていかないとなかなか意見が出ないと思っておりますので、現地における調査のあり方とかそういうことから、ご意見をいただければと思います。

(委員)

実際にいろいろな現地で事例を見せていただいて、その地域その地域で過去からずっとこうやってきたから問題がないという認識のことが、結構あったのではないかなと思います。そういう意味では、定期的にといつか何年かに一遍は入札監視委員会の調査があるというのは、ある程度必要なことなのかなという風に思います。

(委員)

私も現地調査に行きまして、なかなか現場の方は、やらなければならない工事をいかにこなしていくかというのが手一杯で、とても入札制度のあり方のようなところまで考える余裕というか発想がなかったとおっしゃる方もいらっしゃいましたので、その意味でも入札監視委員会及び現地調査に行き、何年かに一度ということになりますけれども、制度について、そこで新しいやり方を導入するとはいかないですけれども、制度のあり方という方も意識する機会になるので、非常に有意義だったと思います。

(委員)

2回ほど行きましたけれども、こういう委員会では資料を中心にやっていますけれども、現場のこういう工事を発注してどうだという現場まで見てきたのですよね。それでイメージ的にどうしてこういう数字になってくるのかというのが大変勉強になって、検討しやすくなってきたというのが感想です。

(委員)

私は、小樽と函館に行って参りまして、実際に現場も見せてもらいました。驚いたのが局の人が現場のことを非常に良く知っているということです。私はほとんど図面だけで現場のことは解らないのだろうと思っていましたが、良くご存じで。

もう一つ、我々みたいな第三者が現場を見ているのかなというのが気になりました。実際どうなのですかね。局の人以外で、他の局の人が行くとかあるのですかね。ないのですかね。どこかでそういうこともやった方がいいと思いますよ。現場を見なければ解らないということは一杯あると思います。

(委員)

私も当初から現地調査は非常に有意義だという評価をしているのですが、予算の問題さえなければ回数を増やして、特に札幌から遠いところほど行った方がいいのだろうなと思っています。

それとこれは現地調査に関係するかどうか、現地調査を受ける行政側の担当する方が抱えるいろいろな問題とかそういう面と、業者の抱える問題というのがある訳ですよね。業者に対してどう働きかけをするかというか、どうアクションをすべきなのかというのは、これからちょっと考えた方がいいのではないだろうか。ただし、それが入札監視委員会の分野なのかということ、私の中ではまだ解決していないのですけれども。

少なくとも、道のどこかの部局において、業者に対する関わりというのは少し考えていただいた方がいいのではないかと考えています。理由はですね、今回の札幌市の事件を契機にいろいろお話ししているのですけれども、要するに業者の意識の中では、公正な入札をしなければいけないという意識がきちんと育っていないというのが私の感じで、そのところをきちんとしないと、行政が一生懸命やってもなかなか難しいだろうなというところがあるものですから。業者の意識改革をもう少し推し進めることが必要なのではないか

なと思います。それが現地調査でどうできるかはともかくとして。

(委員長)

今、いろいろなご意見をいただきましたけれども、現地調査に関しましては、委員自体が現場を見ることによって、この入札監視という業務に非常に有益な情報も得られるということが一つあるかと思います。

それから、いわゆる第三者が入札そのものに対して、これはどうなっているのですかという問いかけを現場の技術者の方に直接できる機会ということで、発想の転換とは言いませんけれども、違った視点から公正な入札が執行されているかどうかというチェックにもなるかと思います。

最後に、業者への働きかけというのは、これは現地調査とはまた違った観点かと思いますが、これは入札制度そのものに関して、その参加業者への意識を高めるといったアクション、どのようなアクションがあるかというのはあるかと思いますが、また、別途の考え方でやっていければいいのかと思いますので。

現地調査については、今の回数は維持しつつ、できればもう少し拡大できるような方向で、今後入札監視委員会としても対応していければということで、次期の委員会の方へ引き継いでいただければと思います。

それでは、また視点を変えまして、この第4期の委員会の任期中に最低制限価格に関する設定基準を変えているということを行っていますけれども、それに関してどうであったかという様なことで、これについての意見とかコメントとか、もし何かあれば次にお願ひしたいと思います。

(委員)

最低制限価格をちょっと上げたというのは、経済状況が悪いということで業者の財政状況を助けるという意味合いだと思いますが、同時に買う側の北海道の財政状況も相当深刻ですので、私は北海道は大丈夫なのかというのが非常に不安を持っているので、この種の改訂には厳しい意見を言ってきたかと思いますが、

上げるかどうかは、経済とかという話で入札のルール等の話なのかというのはちょっと判断つきかねてですね。最終的にはかなり上の方のレベルで決定して、それを現場は受け入れざるを得ないのかなという感じはしていますね。どう評価していいのかは、何とも。買い手という立場からするとよろしくない気はしているのですが、

(委員長)

一つはですね。こういうことを変えたことによって具体的な効果がどうあったのかというような説明を求められた時に、それをきちんと説明をできるものを道側としてはある程度の資料を、質問があったときに答えられるような準備をしていただくということは、必要かと思いますが。これはいろいろな経済的な状況、いわゆる公共事業というのは今を支えればいいのかではなくて、長期的に支えなければいけませんし、今回、東北、関東地方をおそったああいうような被災が起こったときに、復興というようなことも必要となりますので、そういった時にそういうことができる組織、企業がなければまた困難なことです。そういう企業が健全に継承していくというようなことの観点も当然重要ですので、それがきちんと制限価格を上げたということに対して、そういうところがきちんと経営状況が改善されているというようなことの証明というとなかなか難しいと思いますけれども、そういうような説明をきちんとできるような準備というのが必要かなと、説明をいただければということがあるかと思います。

他に何かご意見ありませんか。この件に関しては、この位でよろしいですか。

あとですね。この2年間で委託に関しての制度改善というのはほとんどないということで、多分この4年間程度を見ても、制度設計上の変更点というのは、ほとんどなかったかと思うのですが。委託業務に関して今後何らかの入札制度の改革、改善というのが必要かどうか。何かこういう観点で少し見ていかなければいけないというような、そういう視点というのは何かないでしょうか。

(委員)

委託も最低制限価格を設けたのでしたか。

(事務局)

もともと設けていたのですが、昨年4月から幅を広げたとはいましようか、もともと予定価格250万円超の案件を対象としていたのを100万円超まで下げたということです。

(委員)

最低制限価格の設定の仕方は、工事とはまた違うのでしょうか。

(事務局)

違いますね。

(委員)

(設定された最低制限価格は)工事よりももっと低いですか。

(事務局)

そうですね。工事よりも低いです。

(委員)

それは、どのような理由というか、基準で委託の方が低くなっているのですか。

(事務局)

工事は、計算式を何度か改正していますが、委託はそれほどいじっていないところもありまして、以前の委員会でもご質問があったかと思うのですが、工事は業界からも要請があって下げた経緯もありますけれども、委託は要請が来ないのですかというご質問があったかと思うのですが、その際に特に委託の方は来ておりませんということで、要請があればその際に考えるという回答をしていたように記憶しておりますが、そういったところがあるかと思えます。

(委員)

要請で決まる感じですか。

(事務局)

それが全てではないと思いますが。

(委員)

そうだと思いますが。かなり重要な意思決定の要因になっているように思いますが。特に要請がないので、大丈夫なのだろうしこれで良いという感じなのでしょう。

(委員)

大手の土木コンサルタントから、今年度は前年の5割とか6割の受注でという話を良く伺うのですよね、それで、来年度は会社を維持するためにいろいろなところに手を付けなければならないだろうと、道だけでなく全国的に委託に最低制限価格がそれほど適用されていないというのがあるのかも知れませんが、供給と需要のバランスなのかも知れないのですけれども、逆に言えば大手のコンサルほど有能なコンサルでなくても仕事ができるような仕様書になっているのか、仕様書の作り方が、役所が求めるものに対して解らない人間が読むとちょっと甘く読めるのかなというの、たまには感じるのですよね。

もし役所側で望むものが得られないとしたら、そういうところの改善が必要なのだろうと思うのですけれども。実体的には、今価格が下がって入札して、多分その大勢の小さなコンサルから応札で仕事をしていただいた場合の品質面での問題というのは、まだ起きていないのでしょうか。曖昧な質問ですいません。

(建設部)

工事と委託というのは、まず積算体系が全く別ですよ。工事の方は現場管理費だとか共通仮設費だとか一般管理費だとかというそういう経費で、直接工事費に対する経費の中でやりますけれども、委託というのは、直接人件費に対して諸経費と一般管理費しかないのですよ。この辺の積算体系が今後手を付けるのではないかと思いますけれども、そうなってくるとまたちょっと違うということと、質問の意味がちょっと不明確だったのですけれども、大きいコンサルと例えば小さいコンサルの技術力の差というのは、当然あります。例えばトンネルなどを設計できるコンサルは道内に限られていますし、例えば河川改修の

ただ護岸だけ張るような設計をできるようなところというのは、もうちょっと地方にたくさんいるし、また測量をある程度専門に行っているいろいろな地域のコンサルタントもいますし、コンサルはどちらかというと、今指名の方で対応していますけれども、そういう技術力を見ながら指名をしているのが現状です。

(委員)

逆に指名によって品質管理をしているということですか。

(建設部)

そういう面があります。

(委員)

それでは、価格が低くても求めていたものと大分違うものが出てくるとか、そういうレベルの水準が違うものが出てくるとか、そういう問題はまだ起きていないということですか。

(建設部)

こういうことを言っているのか解りませんが、どちらかというと測量系のコンサルが、町道か何かの実績があって橋梁の設計もできますよということで入札参加したコンサルが、受注して設計ミスをして、設計ミスになりますと設計ミスなのか施工のミスなのかということはきちんと整理しますから、その時に設計のミスであれば、そのコンサルが責任を取らざるを得ないとか、といった事例もちょっと最近出てきています。

(委員長)

今、委託について若干の質疑がありましたけれども、特段、今すぐ改善、改革という様なことはございませんけれども、長期的な視点に立ちまして他機関の動向等も踏まえて、今後とも調査をしながら今後の検討を継続的にやっていただければと思います。

(委員)

委託は、指名競争は確かに多いですが、それで品質が保たれているのならば、納得をしたのですが。

(委員長)

そうですね。いわゆる指名競争をするときに、それができるところを指名しているということで、一般競争入札にするかあるいはそうではなくて、プロポーザル方式できちんとそういう風にするか。あまり金額の少ないものをそういう方式では難しいですけれども、国等でやっているようなプロポーザル方式で出させて、そこで審査してというような方法もあります。それを一挙に広げるとなると多分なかなか難しいところもありますけれども、そういうような入札制度を道も取り入れるというようなことも、将来的には考えられるかも知れません。

それからですね、この委員会を2年間やっています、何回か1者入札という問題がありました。1者入札のほとんどの事例の場合にやむを得ないということになりましたが、可能であれば、随契という方がすっきりするというような事案もある。ただし、随契となるとその随契ということに対するいわゆるハードルもあるので、結果的には1者入札の形になっているという例もありました。これに対して、意見とか感想とかございますか。

(委員)

1点だけ気になっているというか、1者入札のケースにおいては、天下り問題とリンクする部分がけっこうあるものですから、随契にしたからどうの問題でなくして、価格の公正さというのをどういう風に保っているのかなど。というのは、落札する会社のメンバー構成も含めて何か考えていかないと。公正であっても公正さが疑われる要因があることは間違いない。要因があるのがかかると。その辺をきちんと道民に説明できるような仕組みなり体制なりを考えておかないと。今のままでいいのかなというのはちょっと引かかる。個人的には。

(委員)

誰がどう見てもここしか応札しないだろうという案件まで入札にしているのですよね。それで、どうして入札にしなければいけないのですかとお聞きしたときに説明を受けまし

たが、どう聞いても入札をしなければならない理由が解らないのですよ。それであれば、手間暇考えれば、堂々と随契でやった方がよっぽどすっきりするだろうと私は個人的に思います。

何か随契というと駄目だよと入札でないと駄目だという世間の考えがあるかも知れませんが、もっともっと随契を使う場面はあると思います。特に委託の場合はそこしか持っていないノウハウであるはずなのです。それを使わないとこれはできないという時には、入札をしないで堂々と随契にした方がよっぽどいいのではないかと私は思います。

(委員)

随意契約の確認ですが、随意契約の時もこちらであらかじめ予定価格のようなものを持っておいて、見積をとってそれを下回ればということですよ。

そうすると、1者入札とあまり変わらないような感じがしなくもないですよ。そこでもうちょっと交渉できればいいのですけれどもね。いろいろなものに縛られていて、なかなか買い方がいろいろ制限されていますからね。

ですから、実質的にあまり変わらないのであれば、随意契約にするメリットを私は見つけられないのですけれども、どうなのでしょうかね。

1者でも絶対ここしかないというものと随意契約と同じような、他に参入してくる業者がいるかも知れない中で結果的に1者であればまだ、入札をやる意義はあると思うのですけれどもね。

(委員)

アメリカとかでやっているネゴシエーションというやり方がありますよね。手を挙げたところから見積とプロポーザルをもらって、一番点数の高いところとまず交渉をして、そこで交渉が成り立つとそこに決まるみたいな。一種の随契なのでしょうけれども、それも一応公正さは確保されたやり方なのですけれども、入札とはちょっと違うというか。

むしろ、発注側の希望を伝えてより欲しいものを得られるように努力するようなシステムだと思うのですけれども、例えば国レベルでまだネゴシエーションって導入していないので、北海道スタイルというのは難しいかも知れませんが、1者しか応札がないところは少しそういうものの導入も制度的にご検討いただいてもいいのかなという風に思います。

(委員)

そういうやり方はできないルールになっているのですか。

(事務局)

できないというよりも、やるための基になっている部分がないということだと思います。

(委員)

基になるものがないということですか。

(委員)

制度的にはですね。

(委員)

法的には多分、国レベルでいうと会計法上の制約があって、それが同様に下りてきていることもあるので。ネゴシエーションのような方式をとるための法改正のようなものが必要になってという部分があって、そういう法改正をすべきという意見も今出てはいるのですけれども、そこまではいっていない。古い法律が生きているのでという点がネックではないかなと思いますけれどもね。

(委員)

法律的にやれないということですかね。

(委員)

多分ね。私も細かく見ている訳ではないですけれども、法律的な制約があって。入札方式以外での公共工事の契約の仕方が難しいということがあがるのです。

国ができないのですから、道レベルでやろうとしても制約がどうしても、縛りが係っていますから。

(委員長)

1者入札の問題につきましては、随契との絡みになりますので、これは案件ごとに事情がいろいろ違うこともありますので、今後ともできるだけ参加業者が多い入札というのが望ましいのですが、やむを得ない案件もあるかと思っておりますので、その辺は随契とどちらをとるかということについては、いろいろな判断でやっていただいて、この入札監視委員会の中でもその状況に応じて議論を継続していただければと思います。

あともう1点総合評価制度の中で、総合評価制度を行うことによって入札参加業者が少なかったという例も結構あったのですね。この総合評価制度というのは道として、試行的にやっているのですけれども、拡大する方向に考えているのか、それとももう少し受注業者の方の意識改革を行ってもう少し積極的に取り組んでいく予定なのか、その辺はどのような状況で今考えられているのでしょうか。

(建設部)

今のところ総合評価の委員会等で総合評価をするに当たっての評価項目の見直しという課題について見直し等を行って課題を解決しておりますけれども、ダンピング受注の問題も依然としてありますので、品質の確保という意味で総合評価を拡大していくというような形で試行して行くというようなことで、庁内の中では合意が得られているということで考えておりますけれども。

(委員長)

感想としましては、拡大ということであればその制度を拡充してというようなことで、応札する業者に対しても、そういう意識改革あるいはそれに対しての積極的な参入、参加ということをやっていかないと、いくつかの事例で、総合評価制度をしたために参加業者が少なかったという案件もこの委員会の出た資料の中にありますので、少し制度拡充と併せていろいろな周知方法を図っていただければと思います。

私なりにいくつかの観点で意見を皆様いただきましたが、今まで以外の意見で何か特にこれはコメントしておきたいというものがございますでしょうか。

(委員)

総合評価の続きをよろしいでしょうか。総合評価にしたので質が良くなったとか、無駄な費用が削減できたとか、効果は見いだせているのでしょうか。

(建設部)

総合評価も今道で主体的にやっているのは、簡易型と言われておりまして、総合評価は大きく「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」というのがありまして、総合評価に入る前に入札時VE方式とあって受注業者の提案を受けてやっているのがありまして、その中でも契約後VEというものは、コストダウンを図ることによってその(コストダウン額の)半額を業者にお渡しするというそういうような方式でVEをやっていた際には、目に見えてコストのダウンが図られて品質もある程度一定しているという事例はありますが、今の簡易型はどちらかという業者の施工能力を確認するような感じの評価であります。先程、小石川で出てきたのは標準型といいまして、業者の技術提案が発注者側の示したスペック以上であれば認めるというやり方ですので、そういった面では業者の得意としている部分を技術提案として見ますから、品質から見てもかなり安定した品質が提供されているのではないかと考えています。

(委員)

実際に現場で係わっている方も一定の効果は認めているのですか。

(建設部)

評価をしなければなりませんから、その技術に対して監督員がきちんと確認をして、そういうことができているかどうかということを確認して最後点数を付けますので、そういった意味では、品質も一定程度守られているのではないかと考えています。

(委員)

その手続きの手間に対する、手間も大きいとは思いますが、それを上回る効果を感じられるような状態ですかね。

(建設部)

ケアレスミスで手戻りが起きるといことは、少なくなってきたはおります。

(委員長)

他にございませんでしょうか。それでは、今、いろいろなご意見をいただきました。いただいたご意見をきれいな形で整理するというようなことはいたしませんけれども、今後の入札監視委員会を次年度以降進めるに当たりまして、今出ましたようないくつかのコメント等も参考に今後進めていただければと思います。

(委員)

その他で1点いいですか。入札監視委員という名前からしても、どうしても入札を実際に行っている方とそれを監視する人というような図式になりがちなのですけれども、もうちょっと現場でこういう運用の仕方でいいのかとか、問題点を議題としてむしろ委員会に投げかけていただく位のこともたまにあるといいのかなという風に感じます。

対立する図式ではなく、同じ買い手の側の買う人とそれを見守る人という感じになるのかも知れないですが、同じ側で建設的に議論していければという風に思います。ありがとうございました。

(委員長)

他、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題は終了させていただきます。事務局の方にお返しいたします。

(事務局)

最後になりましたが、行政改革局長の中川より皆様にご挨拶をさせていただきたいと思っております。

(局長)

それでは、平成22年度第4回入札監視委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成15年4月に設置された本委員会も4期8年間が経過しておりまして、現在の委員構成による委員会も、本日が最後でございます。

白石委員長、肥前委員、山本委員におかれましては、平成19年4月からの4年間、本委員会でのご議論、現地調査などを通じまして、道の入札契約制度の改善に多大なご尽力をいただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

また、赤淵委員、柴口委員、吉岡委員におかれましては、次期委員として引き続きご就任の承諾をいただいたところでありまして、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、2年間の委員会活動を総括する観点から、ただ今、現地調査、最低制限価格そして委託業務など今後の入札監視のあり方について、種々ご意見をいただきました。

道におきましては、これらのご意見などを参考とさせていただきながら、今後、公共工事の入札に関する適正化の確保に一層努めて参りたいと考えておりますので、皆様方には、今後ともそれぞれのお立場から道政に対するご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。

長い間どうもありがとうございました。

(委員長)

それでは、この委員による委員会は本日で最後となりますので、退任される各委員から、先程もご意見をいろいろいただいたのですが、一言ずつお願いしたいと思います。

肥前委員お願いいたします。

(肥前委員)

どうも、4年に渡りありがとうございました。

何か言いたい放題言わせていただいでですね、皆さんの辛抱の上に会議が成り立っていたような感じがして、申し訳ないですけれども。形式的な委員会があるからちゃんとやっていますと外にアピールする意味合いの委員会ではなくて、実質的な、建設的な議論ができる場であって欲しいと思って率直にいろいろと述べさせていただきました。

私の後任には、非常に頼もしい方を私は声をかけて来ていただくようにしましたので、次回以降の議事録を私も今から楽しみにしております。今後とも、よろしくお願いいたします。
(委員長)

それでは、山本委員お願いいたします。

(山本委員)

4年間大変お世話になりました。

たまたま、こういった委員会に参加させていただいたことで、入札関係の調査業務なども別件でいただくことがありまして、それと関連させて論文を書いたり、いろいろな面で大変勉強させていただきまして、ありがとうございました。

私は応札する側の立場からここに来ておりまして、笑い話を、私たちにとっては笑えないのですけれども、二つほど。

紙入札する場合の封筒をどういう風書きなさいというのは、霞ヶ関でもいっぱいあるのですが、場所によって全部違います。それで、ここは赤字で「入札書在中」と書かなければアウト。ここは、封緘に印を押さないとアウト。ここは、のり付けしたらアウト。という風にバラバラなのですよね。これは何だ、これはどうだったって、その度に必死になって見るのですけれども、時々間違えます。それでアウトになることもあります。多分入札する側は、自分たちのやり方が唯一正しいと信じていらっしゃるので、そういうエラーをするとなんて常識のないと冷たい目で見られます。というのが一つです。

もう一つですね。明日の案件なのですが、総合評価なのですが仕様書にメールで良いと書いてあるのですよ。東京です。今、東京に行きたくないですよ。今、速達で郵便を送っても先週4日くらいかかったのですよ。それで、本当にメールで良いのですかとまずいことに聴いてしまったのですよ。そうしましたら、昨晚、メールが届きまして、メールでは駄目ですとのこと。明日誰か行くのかなというのが今私の悩みです。総合評価のものすごいお金をかけて準備をしちゃった後、明日誰か行くのという感じです。時期もそうなのですが、年度末で仕事が一杯詰まっています、私も1日おきくらいしか家に帰っていない状況なのですが。それでそういうことを言われると、とても応札する側は辛いなど。こういうこともございます。

ということで、別の視点から参加させていただきまして、また、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

(白石委員長)

それでは、私の方から。

私の方からは、2年間、委員長代理。それから2年間、委員長という形で、この場に参加させていただきました。なかなか、思うように議事が進行できない場合もございましたけれども、皆様方のいろいろなアドバイスによりまして、何とか4年間を終えることができました。

私は大学で教員をやっておりますので、入札制度、いろいろと談合事件があるというのは、いわゆるこの公共事業に携わる新しく入る若者たちにも、こういう悪しきものがあると、業界としてのイメージダウンになるということで。

将来的にも、公共事業の必要性というのは変わることはないと思いますので、次世代の若者にも夢のあるというような形で、公明さのある入札制度に今後なっていて、次の若者たちにも夢のある業界になる。それのお互いのやりとりだと思いますので、そのやりとりの行為としての入札というのが、公明正大というような形で今後とも持続できるような体制作りをやっていただければという風に思います。

以上です。

それでは、すべての本日の予定されているものが終わりましたので、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。